○公立大学法人周南公立大学職員給与規程

(令和4年4月1日規程第9-1号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学職員就業規則(令和4年規程第7-1号。以下「就業規則」という。)第63条の規定に基づき、就業規則の規定の適用を受ける職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

- 第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。
 - (1) 給料は、給与から次号の諸手当を除いたものとする。
 - (2) 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び入試業務手当とする。

(給料表)

- 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、 それぞれ当該給料表に定めるところによる。
 - (1) 一般職給料表(別表第1)
 - (2) 教育職給料表(別表第2)
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

- 第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める 初任給の基準に従い決定する。
- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同 じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給 は、別に定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に 応じて、行うものとする。
- 4 前項により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級

数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。

- 5 55 歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日 以後に昇給させる場合については第3項に規定する期間におけるその者 の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うもの とし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて別に定めるところに より決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 第3項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
- 9 就業規則第 21 条の規定により雇用された職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(給料の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、毎月21日に給料の月額を支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日に支給する。

(給料の支給の始期及び終期)

- 第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給 等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められる給料 を支給する。
- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間

の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給すると き以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から日曜日、土曜日又 は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を要しなくなった日の日数 を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第7条 給料は、職員の申出があったときは、口座振込の方法により支払う ことができる。

(管理職手当)

- 第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給することとし、管理職手当を支給する職及び管理職手当の月額は次の表のとおりとする。
 - (1) 就業規則第39条第1項第1号に規定する職員

職	月額
副学長	75,000 円
学部長	70,000 円
副学部長	60,000円
学科長、学長補佐、センター長、図書館長	50,000円

(2) (1)以外の職員

職	月額
部長	50,000円
課長・参事	25,000円

(扶養手当)

- 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその 職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族(次項において「扶養 親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から 第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定 その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 第10条 削除

(地域手当)

- 第11条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95条)第11条 の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員には、地域手当を 支給する。
- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に一般職の職員の給与に関する法律第 11 条の 3 第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

- 第 12 条 住居手当は、次に掲げる家賃を支払っている職員に支給する。
 - (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員
 - (2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される 職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。同条において同じ。)が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払って いる者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
 - (1) 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

- (2) 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が 17,000 円を超 えるときは、17,000 円)を 11,000 円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

- 第 13 条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による 欠員の補充が困難であると認められる職で新たに採用された職員には、月 額 51,600 円を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月の初日 (採用の日が月の初日であるときは、その日)から 35 年以内の期間、採用 後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じ て、初任給調整手当として支給する。
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に 準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員が離職し、若しくは死亡し、又は初任給調整手当の支給されない職に異動した場合においては、初任給調整手当の支給は、それぞれその者が当該離職若しくは死亡又は異動をした日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日をもつて終わるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

- 第 14 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)が63,000円を超えるときは、支給単位期間につき、63,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が63,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、63,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して 40,000 円の範囲内 において、別に定める額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が63,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係

- る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、63,000 円に当該 支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第5条に規定する給料の支給日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間の額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定そ の他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情により安全性及び経済合理性を勘案し、理事長が認める場合はこの限りではない。

(単身赴任手当)

- 第 14 条の 2 勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病 その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶 者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長 が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で 生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。 ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 第1項に定める職員以外の職員のうち、同項の規定による単身赴任手当

を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長 が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項 その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

- 第15条 就業規則第37条第1項の規定により、所定勤務時間以外の時間に おいて勤務を命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間 に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給 与額に次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ次の各号に定める割合 (午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務については、それぞれ100 分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給す る。
 - (1) 所定勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定勤務時間中 に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)に おける勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 所定時間外の勤務の時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、 その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、 勤務 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 150(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務については、100 分の 175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第 16 条 就業規則第 35 条に規定する職員の休日において勤務を命ぜられた職員には、所定勤務時間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135 の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(期末手当)

第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 20 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日(次条及び第 20 条第 1 項におい

てこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、これらの日が 日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれら の日の前日に支給する。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」 とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額がびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかか わらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあっては、 その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規 則第67条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた職員
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規 則第25条第1項の規定により解雇となった職員
 - (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離

職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を 受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 第 19 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で 当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する 場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下この条において「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となっ た行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事 事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の 基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき 者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書 を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に 定める。

(勤勉手当)

- 第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(次条及び第21条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日に支給する。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基 礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員に あっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において 受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額 に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第17条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

- この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第20条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第20条第1項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(入試業務手当)

- 第 21 条 入試業務手当は、入学試験に関連した業務のうち理事長が別に定めるものに従事した職員に対し支給する。
- 2 入試業務手当の額及び支給方法は、別に定める。

(給与の減額)

第22条 職員が、所定勤務時間を勤務しないときは、就業規則第35条に規定する休日又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、この勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(端数計算)

第 23 条 前条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第 15 条から第 16 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間数に52を乗じて得た時間数から7時間45分に毎年4月1日から翌年3月31日までの間における就業規則第35条に規定する祝日法による休日(土曜日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)日曜日及び土曜日を除く。)の日数の合計を乗じて得た時間数を差し引いた時間数で除して得た額とす

る。

(特定の職員についての適用除外)

- 第25条 第15条及び第16条の規定は、第8条の規定により管理職手当の 支給を受ける職員には適用しない。
- 2 第9条、第11条、第12条及び第13条の規定は、再雇用職員には適用 しない。

(休職者の給与)

第 26 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者 災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。)第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかか り、就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた ときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労災 保険法により給付を受ける場合は、その差額を支給する。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、 理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 学校法人徳山教育財団から承継して職員となった者の施行日の前日までの期間は、期末手当、勤勉手当の算出基礎となる期間に通算する。

附則

- 1 この規程は、令和5年3月14日から施行する。ただし、第3条の別表 第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から適用し、第20条第2項 第1号及び第2号の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて前項の適用日以降に支給された給与は、改正後 の規程による給与の内払いとみなす。

附則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

附則

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第3条の別表

- 第1及び別表第2については、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて前項の適用日以降に支給された給与は、改正後 の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 令和6年4月1日以降について、第17条第2項中「100分の125」と あるのは「100分の122.5」、同条第3項中「100分の70」とあるのは 「100分の68.75」とし、第20条第2項中「100分の105」とあるのは 「100分の102.5」、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の 48.75」とする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日から 適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて前項の適用日以降に支給された給与は、改正後 の規程による給与の内払いとみなす。

附則

- 1 この規程は、令和7年6月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第9条、第11条及び第14条の規定は、令和7年7月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 18 条第 3 号及び第 4 号、第 19 条第 1 項第 1 号並びに同条第 2 項第 1 号の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。この場合において、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律に定められた経過措置」に基づき禁錮刑に処せられた場合等においては、なお、従前の例による。

(号給の切替え)

3 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1及 び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその 者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった ものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、 切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてそ の者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に 定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

5 令和7年7月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の本規程(以下「新給与規程」という。)第9条の規定の適用については、同条第1項中「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する」とあるのは「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに対しては、支給しない」と同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 6 令和7年7月1日から令和9年3月31日までの間、新給与規程第11条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員以外の職員に対し、地域手当を支給する。
- 7 前項の地域手当の月額は、令和8年3月31日までの間にあっては、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の2を乗じて得た額とする。
- 8 第6項の地域手当の月額は、令和9年3月31日までの間にあっては、

給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の1を乗じて得た額とする。

(令和10年3月31日までの間における通勤手当に関する経過措置)

9 令和7年7月1日から令和10年3月31日までの間における改正後の 新給与規程第14条の規定の適用については、同条第2項第1号及び第3 号中「63,000円」とあるのは「100,000円」とする。

附則

この規程は、令和7年10月24日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

附則別表 号給の切替表 (附則第3項関係)

一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

				- /VI /J /VL		
旧号給			新	号		T
10.3 //4	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2

26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	

55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		

84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				

教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

ID F 9/A		新号	給
旧号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2

24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9

53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	

82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	印什么	1		1	1	1	1	
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額 円							
1	183, 500	230,000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300	458, 300
2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200	463, 800
3	185, 800	233, 000	267, 300	301,800	324, 900	358, 500	412, 100	468, 800
4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900	473, 500
5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700	477, 500
6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330,000	363, 500	417, 500	481,000
7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300	484, 000
8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500
9	194, 500	242,000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700	488, 500
10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200	
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700	
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340,000	372, 700	427, 200	
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700	
14	202, 700	248, 600	278, 700	317,000	343, 100	376, 500	430,000	
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300	
16	206, 100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	

26	221, 700	0.01 0.00						
	,	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
29 2	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30 2	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31 2	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32 2	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402,000	446, 100	
33 2	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34 2	231, 100	267, 800	302,600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35 2	232, 200	268, 600	303, 900	351,000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352,800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270,000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38 2	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271,600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40 2	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41 2	238, 200	273, 000	311, 700	360,000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313,000	360, 800	379, 500	407, 500	450,000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361,800	380, 300	407, 800	450, 300	
44 2	240, 700	275, 300	315, 400	362,800	381,000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242,000	276, 700	317,600	364,800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409,000		
48 2	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367,600	384, 300	409, 500		
50 2	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51 2	245, 000	280, 200	323, 900	369,000	385, 500	410, 100		
52 2	245, 500	280, 900	325, 100	369,600	386, 200	410, 400		
53 2	246, 000	281, 500	326, 400	370,000	386, 600	410,600		
54 2	246, 400	282, 200	327, 500	370,600	387, 200	410, 900		

55	246, 700	282, 800	328,600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247,000	283, 500	329, 700	372,000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412,000	
59	247, 900	285, 400	332,000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340,600	381,000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342,800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		

84 255,400 296,500 345,300 385,800 398,000 85 255,700 296,800 345,600 398,100 398,200 86 256,000 297,100 346,000 87 256,300 297,700 346,800 89 256,000 298,000 347,000 90 257,200 298,300 347,400 91 257,500 298,600 347,800 92 257,800 299,000 348,400 94 299,200 348,400 95 299,700 349,200 96 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,600 100 301,400 351,500 102 <th></th> <th>1</th> <th></th> <th></th> <th>1</th> <th></th> <th>ı</th> <th>,</th> <th></th>		1			1		ı	,	
86 256,000 297,100 346,000 87 256,300 297,700 346,400 88 256,600 297,700 348,800 89 256,900 298,000 347,400 90 257,200 298,600 347,800 91 257,500 298,600 347,800 92 257,800 299,200 348,200 93 258,100 299,200 348,400 94 299,400 348,800 95 298,700 349,200 96 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 350,600 100 301,400 351,500 101 301,600 351,500 102 301,900 352,700 103 302,700 353,200 104 302,500 352,700 105 303,000 353,600 107 303,300 354,200 108 303,600 354,700 <	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
87 256, 300 297, 400 346, 400 88 256, 600 297, 700 346, 800 89 256, 900 298, 900 347, 400 90 257, 200 298, 600 347, 800 91 257, 500 298, 600 347, 800 92 257, 800 299, 200 348, 200 93 258, 100 299, 200 348, 400 94 299, 400 348, 800 95 299, 700 349, 200 96 300, 100 349, 500 97 300, 300 350, 600 100 301, 400 351, 600 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 500 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
88 256, 600 297, 700 346, 800 89 256, 900 298, 600 347, 000 90 257, 200 298, 600 347, 400 91 257, 500 298, 600 347, 800 92 257, 800 299, 000 348, 200 93 258, 100 299, 200 348, 800 94 299, 400 348, 800 95 299, 700 349, 200 96 300, 100 349, 500 97 300, 300 349, 800 98 300, 600 350, 200 99 301, 000 350, 600 100 301, 400 351, 500 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 500 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 111	86	256, 000	297, 100	346, 000					
89 256,900 298,000 347,000 90 257,200 298,300 347,400 91 257,500 298,600 348,200 92 257,800 299,000 348,200 93 258,100 299,200 348,400 94 299,400 348,800 95 299,700 349,200 96 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 350,600 100 301,400 351,500 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 354,200 109 303,800 354,700 110 304,600	87	256, 300	297, 400	346, 400					
90	88	256, 600	297, 700	346, 800					
91 257,500 298,600 347,800 92 257,800 299,000 348,200 93 258,100 299,200 348,400 94 299,400 348,800 95 299,700 349,200 96 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,600 100 301,400 351,000 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	89	256, 900	298, 000	347, 000					
92 257,800 299,000 348,200 93 258,100 299,200 348,800 94 299,400 348,800 95 299,700 349,200 96 300,100 349,800 97 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 351,600 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 354,200 109 303,800 354,700 110 304,600	90	257, 200	298, 300	347, 400					
93 258, 100 299, 200 348, 400 94 299, 400 348, 800 95 299, 700 349, 200 96 300, 100 349, 800 97 300, 300 350, 200 99 301, 000 350, 600 100 301, 400 351, 500 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 600	91	257, 500	298, 600	347, 800					
94 299,400 348,800 95 299,700 349,200 96 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 351,000 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 110 304,200 110 111 304,600 111	92	257, 800	299, 000	348, 200					
95 299,700 349,200 96 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 350,600 100 301,400 351,000 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 353,200 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 354,200 109 303,800 354,700 110 304,600	93	258, 100	299, 200	348, 400					
96 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 350,600 100 301,400 351,500 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	94		299, 400	348, 800					
97 300, 300 349, 800 98 300, 600 350, 200 99 301, 000 351, 000 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 111 304, 600	95		299, 700	349, 200					
98 300,600 350,200 99 301,000 350,600 100 301,400 351,000 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	96		300, 100	349, 500					
99 301,000 350,600 100 301,400 351,000 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	97		300, 300	349, 800					
100 301, 400 351, 000 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 353, 900 108 303, 600 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 111 304, 600	98		300,600	350, 200					
101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 353, 900 108 303, 600 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 111	99		301,000	350, 600					
102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	100		301, 400	351,000					
103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 353, 900 108 303, 600 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 111 111 304, 600	101		301,600	351, 500					
104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	102		301, 900	351, 900					
105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	103		302, 200	352, 300					
106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200	104		302, 500	352, 700					
107 303, 300 353, 900 108 303, 600 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 111 304, 600	105		302,700	353, 200					
108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	106		303, 000	353, 600					
109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600	107		303, 300	353, 900					
110 304, 200 111 304, 600	108		303, 600	354, 200					
111 304,600	109		303, 800	354, 700					
	110		304, 200						
112 304, 900	111		304, 600						
	112		304, 900						

	ı	ı			1	ı		1
113		305, 100						
114		305, 300						
115		305, 600						
116		306, 000						
117		306, 200						
118		306, 400						
119		306, 700						
120		307, 000						
121		307, 400						
122		307, 600						
123		307, 900						
124		308, 200						
125		308, 500						
再雇用	基 準 給料月額 円							
	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	261, 400	340, 300	393, 600	461, 300
2	263, 600	341, 900	395, 300	470, 100
3	265, 700	343, 500	396, 700	478, 500
4	267, 600	345, 000	398, 000	486, 600
5	269, 400	346, 500	399, 200	494, 900
6	270, 900	348, 100	400, 200	502, 600
7	272, 400	349, 700	401, 200	509, 900
8	273, 900	351, 300	402, 200	516, 900
9	275, 700	352, 700	403, 100	523, 600
10	277, 700	354, 700	404, 200	529, 800
11	279, 700	356, 700	405, 300	534, 500
12	281, 700	358, 700	406, 400	538, 000
13	283, 700	360, 500	407, 500	541, 500
14	285, 900	362, 100	408, 600	544, 700
15	288, 000	363, 700	409, 700	547, 700
16	290, 100	365, 300	410, 800	550, 200
17	292, 000	366, 600	411, 900	552, 300
18	294, 700	368, 100	413, 000	
19	297, 400	369, 500	414, 100	
20	300,000	370, 800	415, 300	
21	302, 600	372, 100	416, 300	
22	305, 000	373, 300	417, 400	
23	307, 400	374, 500	418, 500	
24	309, 600	375, 600	419, 700	
25	311, 800	376, 700	420, 600	

26	313, 800	378, 100	421, 700	
27	315, 800	379, 400	422, 800	
28	317, 800	380, 700	423, 800	
29	319, 800	382,000	424, 800	
30	321, 700	383, 300	425, 900	
31	323, 600	384, 600	427, 000	
32	325, 500	385, 900	428, 100	
33	327, 300	387, 200	429, 100	
34	329, 200	388, 400	430, 300	
35	331, 100	389, 600	431, 500	
36	333, 000	390, 700	432, 700	
37	334, 700	391, 800	433, 400	
38	335, 900	393, 000	434, 300	
39	337, 000	394, 100	435, 200	
40	338, 100	395, 200	436, 000	
41	338, 700	396, 300	436, 800	
42	339, 100	397, 500	437, 700	
43	339, 500	398, 700	438, 600	
44	339, 900	399, 800	439, 400	
45	340, 500	400, 800	440, 100	
46	341,000	401, 800	441,000	
47	341, 500	402, 800	442,000	
48	341, 900	403, 700	442, 900	
49	342, 300	404, 900	443, 800	
50	342, 700	406, 300	444, 700	
51	343, 100	407, 700	445, 700	
52	343, 500	409, 100	446, 600	
53	343, 900	409, 900	447, 600	
54	344, 300	410, 900	448, 600	
	•	•		

55	344, 700	411, 900	449, 500	
56	345, 100	413, 000	450, 500	
57	345, 500	413, 900	451, 400	
58	345, 900	414, 700	452, 300	
59	346, 300	415, 500	453, 200	
60	346, 700	416, 200	454, 200	
61	347, 100	416, 900	455, 000	
62	347, 500	417, 800	455, 400	
63	347, 900	418, 600	456, 000	
64	348, 300	419, 200	456, 600	
65	348, 700	419, 800	457, 200	
66	349, 100	420, 200	457, 900	
67	349, 500	420, 500	458, 200	
68	349, 900	420, 800	458, 800	
69	350, 300	421, 100	459, 200	
70	350, 800	421, 400	459, 500	
71	351, 200	421,600	459, 800	
72	351,600	421, 900	460, 100	
73	351, 900	422, 100	460, 400	
74	352, 400	422, 400		
75	352, 800	422, 700		
76	353, 200	423, 000		
77	353, 600	423, 200		
78	354, 100	423, 400		
79	354, 600	423, 700		
80	355, 100	424, 000		
81	355, 600	424, 200		
82	356, 300	424, 500		
83	357, 000	424, 800		

84	357, 700	425, 100	
85	358, 300	425, 300	
86	358, 900	425, 600	
87	359, 500	425, 900	
88	360, 100	426, 100	
89	360, 600	426, 300	
90	361,000	426, 600	
91	361, 400	426, 900	
92	361, 800	427, 100	
93	362, 200	427, 300	
94	362, 600		
95	363, 100		
96	363, 500		
97	364, 100		
98	364, 600		
99	365, 000		
100	365, 500		
101	365, 900		
102	366, 400		
103	366, 700		
104	367, 100		
105	367, 600		
106	368, 000		
107	368, 500		
108	369,000		
109	369, 400		
110	369, 900		
111	370, 300		
112	370, 700		
		-	. '

113	371, 100		
114	371, 500		
115	371, 900		
116	372, 300		
117	372, 700		
118	373, 100		
119	373, 500		
120	373, 900		
121	374, 200		
122	374, 600		
123	375, 100		
124	375, 400		
125	375, 800		
126	376, 300		
127	376, 800		
128	377, 200		
129	377, 600		